

京極町農業委員会総会議事録

(第20回令和 7 年 6 月 26 日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月26日 午後1時30分から 2時15分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (11 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 協議第1号	農用地区域への編入に係る意見照会について
第4 議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
第5 議案第2号	農用地利用集積等促進計画の要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 史博

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1 時30分

船場会長 これより第20回京極町農業委員会総会を開会いたします。
大変暑い中お集まりいただきありがとうございます。予報では雨が降るとありましたが、それほど降らないみたいです。干ばつ傾向になるのではないかと心配しています。気温も上がってきますので体調管理をしてください。今日も議案がありますのでご審議をお願いいたします。

事務局長 本日、出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長をお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、3番後藤委員、4番横川委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。
1、第19回京極町農業委員会総会を、令和7年4月24日に京極町役場議員控室で開催しております。
3、令和7年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要請集会に船場会長、事務局長が出席しております。
5、農地法第5条調査を、行天委員、熊谷委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。
報告第1号については、以上です。

議 長 ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3の協議第1号「農用地区域への編入に係る意見照会について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【協議第1号、朗読】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、協議第1号、農用地区域への編入に係る意見照会についてご協議願います。

下記のとおり京極町農業振興地域整備計画の変更及び農用地区域への編入について意見を求められたので、次のとおり協議する。令和7年6月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。

今回の計画変更（編入）につきましては、今年度から法律が変わった事により、農業公社を通して、売買を行う事となっております。京極町の計画は現況に併せて、一筆の中でも農地か否かで作成しておりましたが、今年度より農業公社を通す事になり、一筆の中に農地とそれ以外の土地がある場合は、編入を行ってから（要はすべて農地にしてから）の売買を行わないといけなくなりました。もちろん、農地部分だけを分筆すれば編入はしなくても売買できます。それでは、番号1から説明させていただきます。

番号1。区分。編入。申請者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、山林、現況、畑。地積、〇〇㎡。理由。農地売買のため。

番号2。区分。編入。申請者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。理由。農地売買予定のため。

今回の申請地につきましては、1番、2番ともに農地の売買予定がある土地でございます。1筆の中に白地と農地が混在する形となっており、今後農地との一体的な土地の利用が見込まれるため、農用地区域への編入を行うため、問題ないと思います。

協議第1号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

小山委員

この案件は、編入後農地中間管理機構を通して売買する予定との認識でよろしか。

事務局

今までであれば、個人間ですぐ売買できましたが、農地中間管理機構を通して売買をするためには、農振計画上一筆毎に畑かどうか判断いたします。京極町の

場合一筆毎に色づけをするのではなく、畑部分のみに農用地区域に設定しているため、今回の様に編入し、その後売買する流れになります。

議 長

他に発言ありますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは支障なしと回答を提出致します。

続いて、日程第４、議案第１号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書３ページをご覧ください。日程第４、議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第５条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和７年６月２６日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。

番号１。申請者。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字〇〇、有限会社〇〇。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに畑。地籍、〇〇㎡。転用の目的は、農業用倉庫、農機具旋回場のため、契約内容は使用貸借、１０年間です。

番号２。申請者。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに畑。地籍、〇〇㎡。転用の目的は、農業用倉庫、農機具旋回場等のため、契約内容は使用貸借、１０年間です。

次に５条転用許可の内容について、議案書４ページからの審査表を基にご説明します。

今回の１番の申請地は、貸主が所有している字〇〇の農地の一部になります。この度、貸主が農業用施設（乾燥施設、雪の堆雪場、農機具迂回場）として使用するため転用の申請がされたものです。

はじめに当該地の農地区分についてですが、こちらは京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地となります。次にこの申請地の選定理由の適否につきまして、既存の農業用施設や自宅が付近にあることなど立地条件や作業効率化の観点を踏まえ、当該地を選定した理由は妥当であると判断しております。また、この事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できることも考慮し、農地転用の許可相当であると考えます。

２番につきましても、貸主が所有している字〇〇の農地の一部になります。こ

の度、貸主が農業用施設（倉庫、農機具迂回場など）として使用するため転用の申請がされたものです。

はじめに当該地の農地区分についてですが、こちらも京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地となります。次にこの申請地の選定理由の適否につきまして、既存の農業用施設や自宅が付近にあることなど立地条件や作業効率化の観点を踏まえ、当該地を選定した理由は妥当であると判断しております。また、この事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できることも考慮し、農地転用の許可相当であると考えます。

番号1番につきましては、〇〇㎡と建物に対してかなり広くなっておりますが、最初一筆まるごと用途変更できないかとの話だったのですが、それはできないと判断しております。その中で機械の迂回路や雪の堆積場等も踏まえて、今回面積で妥当と判断しております。

なお、事業計画に沿って完了まで終えなければならないため、委員の皆様には、現地近くを通った際は確認をお願いいたします。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番、2番を行天委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

行天委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番、2番について、6月23日に現地調査しました。

番号1番の既存施設の奥の方に出来ないかとも考えたのですが、冬の除雪で堆雪しなければならないし、大型ダンプも動かすので場所がないため、農地を転用したいということでした。道路際の〇〇㎡で許可が妥当であると判断しました。

番号2番は、既存施設及び自宅が近いと作業効率を踏まえ、許可が妥当であると判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

酒井委員

番号2番については、既存施設の並びに建てるとの認識でよろしいか。

事務局

その通りです。

議 長

他に発言ありますか。

（発言なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第2号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。森委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(森委員退席)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書13ページをご覧ください。

日程第5、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の要請についてご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画計画に係る北海道農業公社への要請のため、促進計画を作成したので議決を求める。また、農地中管理機構が計画のとおり許可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。令和7年6月26日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案3件となっており、利用権の設定の計画が3件で、賃貸借契約更新です。

それでは、始めに番号1について説明しますので、議案書14ページをご覧ください。

番号1。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和7年7月7日。終期、令和8年7月6日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

議案第2号の番号1番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して番号1番を行天委員より、補足説明をお願いいたします。

行天委員	昨年からの賃貸が終了し、また更新ということです。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。
粥川委員	いつも思っているのだが、今回のように、畑を使っている最中に賃貸契約が終了し、契約をし直すという契約がほとんどである。通常は多くが4月頃から耕作を始め冬前に収穫が終わるのだから、1年契約などとするのであれば、4月始期となるように設定するのが正しいのではないか。
事務局	全くもってその通りなのですが、そうしてしまうと、3月総会に案件が集中してしまい、事務が繁雑になってしまいます。賃貸終了案件はいつも確認していただいていますが、賃貸終了から賃貸開始まで期間が空かないように、終了の2、3ヶ月前に事務局から依頼をかけるようにしますので、委員の皆さんにはまず売買の意向があるか確認していただければと思います。
議 長	他に発言ありますか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号1番については原案のとおり決定いたしました。 (森委員着席)
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 それでは、同じく議案書14ページをご覧ください。 番号2。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和7年7月7日。終期、令和12年7月6日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。 番号3。農地中間管理機構から利用権の設定等をする者。倶知安町〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構へ利用権の設定等を受ける者。滝川市〇〇、株式会社

〇〇。土地の表示。所在、字錦。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和7年7月7日。終期、令和17年7月6日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

また、議案書15ページから17ページに図面を添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

議案第2号の番号2番及び3番につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの説明に関連して番号2番を酒井委員より、番号3番を堅田委員より、補足説明をお願いいたします。

はじめに酒井委員お願いします。

酒井委員

今回で3回目の更新で、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。続いて、堅田委員よろしくをお願いいたします。

堅田委員

平成27年から10年賃貸しており、今回更新時期が来たので契約となりました。相続によって貸し手が変わっています。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号2番、3番については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第20回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 時 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 7月23日（水）午前11時00分